

## 4月1日から外来診察医師が一部変更となります

### 【変更】

《内科》 佐々木修治 医師 ⇒ 北谷 新 医師（毎週火・金曜日）  
 《整形外科》 谷田 敦 医師 ⇒ 柳樂慶太 医師（毎週月・火・木・金曜日）  
 《糖尿病外来》 第1・3水曜日 ⇒ 第2・4水曜日

### 【新設】

血液内科（第1・3水曜日午前） 細田 譲 医師（大学医師）

そのほかにも、医師の変更などがありますので、詳しくは3月発行の「せせらぎ臨時号」をご覧ください。日野病院（電話 72-0351）までお問い合わせください。

## 【対象：自動車事故被害者】無利子貸付・介護料支給が受けられます

### 《無利子貸付》

自動車事故により、保護者が亡くなった場合や重度の後遺障害が残った場合、その子どもを対象に中学校卒業までの間、無利子の貸し付けが行われるものです。

**貸付申込者** 貸付対象者を扶養している保護者

**貸付金額** ▼一時金＝155,000円（初めのみ）

▼貸付金＝月額20,000円▼入学支度金＝44,000円（小・中学校入学時。希望者のみ）

※貸付金は1月、4月、7月、10月に3カ月分まとめて支給します。初めの一時金は、1回目の支給月に支給します。また、入学支度金は申込みごとに支給します。

**貸付金利** 無利子

**貸付期間** 貸付が決定した月から中学校卒業の月まで

### 返還方法

- 貸付期間終了後から6カ月または1年の据置期間経過後に返還を始めます。
- 月賦または月賦・半年賦併用による20年以内での均等払いになります。
- 中学校卒業後、高等学校や大学などに進学したときは、その卒業までの間返還を猶予できます。卒業後、6カ月の据置期間経過後に返還を始めます。

### 《介護料支給》

自動車事故により、「脳」「脊椎」「胸腹部臓器」に重度の後遺障害を持ち、日常生活動作に「常時」または「随時」の介護が必要となった人に、介護料を支給するものです。

### 対象と支給月額

●特I種（最重度・常時要介護）I種の該当者のうち、一定の要件に該当する人。月額68,440円～136,880円

●I種（常時要介護）自賠法施行令別表第一第1級第1号または第2号に認定されている人。月額58,570円～108,000円

●II種（随時要介護）自賠法施行令別表第一第2級第2号または第2号に認定されている人。月額29,290円～54,000円

※介護料は3月、6月、9月、12月に3カ月分まとめて支給します。

※申請受付月から、受給資格を失った月まで支給します。

### 【問合せ】

独立行政法人 自動車事故対策機構  
（電話 0857-24-0802）

# 生きる・つながる・支え合う

## 毎年3月は、自殺対策強化月間です

全国では平成10年以降、毎年3万人前後が自殺で亡くなっています。鳥取県でも、毎年150人から200人が亡くなっています。

自殺には、健康の問題や経済・生活上の問題、うつ病など、さまざまなことが複雑に関係していると言われています。

また、うつ病の94%に『不眠』があるとも言われており、不眠が2週間以上続けば、うつ病などの可能性も考えられ、早めの相談・受診が必要になってきます。ひとりで悩まず、まずは相談してみましよう。



まちのふれあい健康相談室

健康福祉センターだより



日野町

睡眠キャンペーン  
イメージキャラクター  
「スーミン(日野町版)」

相談しましょう！



「うつ病」とは・・・

身体の病気と違って、本人も病気と気づかないことがあります。「頑張りが足りない」と誤解されることもあります。

うつ病は、治療によって良くなる病気です。こんな症状があったら、うつ病かもしれません。次のような症状が2週間毎日続いたら、1人で悩まず、相談しましょう。

- ▼好きだったことにもやる気が起きない
- ▼おいしく食べられない
- ▼物事を悪いほうばかりに考える
- ▼検査では異常がないのに、体調が悪くて毎日がつらい
- ▼ぐっすり眠れない

### こころの相談窓口 — 気軽に相談ください —

- ◆鳥取県立精神保健福祉センター【平日8:30～17:15】 (電話 0857-21-3031)
- ◆各総合事務所福祉保健局【平日8:30～17:15】
  - ・日野福祉保健局 (電話 72-2036)
  - ・西部福祉保健局 (電話 0859-31-9304)
  - ・中部福祉保健局 (電話 0858-23-3147)
  - ・東部福祉保健局 (電話 0857-22-5616)
- ◆町健康福祉センター【平日8:30～17:15】 (電話 72-1852)
- ◆鳥取いのちの電話【毎日12:00～21:00】 (電話 0857-21-4343)
- ◆自殺予防いのちの電話【毎月10日/8:00～翌日8:00】 (電話/フリーダイヤル 0120-738-556)